



高齢者取引

【第1問】 渉外担当者Bは、顧客から預金現金を集金して帰店する途中で私用のために寄り道したところ、集金帳と現金を入れたバッグを置き忘れてなくしてしまった。確認のために集金先に連絡すると、一人の高齢者顧客から、預り証は受け取っていない、確かに現金100万円を預けたと言われた。Bの記憶では正確ではないが同人から預かったのは10数万円で預り証は発行した。100万円も預かった覚えはない。集金現金の紛失に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- (1) 当該高齢者顧客から預かった現金は、支店に帰って預金口座に入金記帳するまでは、預金契約は成立していないので、預かった現金が紛失した場合は損害賠償の問題となる。
- (2) 当該高齢者顧客の記憶はあいまいであり、渉外担当者Bが渡したはずの預り証もないのであれば、100万円を預けたといわれていることについて、全く心配する必要はない。
- (3) 当該高齢者顧客の関係者も交えて情報を集めても、集金額がいくらであったか判明しない場合には、顧客と銀行との間の協議の結果、銀行側において一定額を支払うという解決もやむを得ない。
- (4) 高齢者からの集金現金を、渉外担当者が帰店する前に紛失した場合の法的責任は渉外担当者にあり、銀行には法的責任は発生しない。

解答 (3)